議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第123号	令和3年度宝塚市一般会計補正予算(第	可決	11月19日
	10号)	(全員一致)	
議案第124号	令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険	可決	
	事業費補正予算 (第3号)	(全員一致)	
議案第125号	令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険	可決	
	診療施設費補正予算(第2号)	(全員一致)	
議案第126号	令和3年度宝塚市特別会計介護保険事業	可決	
	費補正予算 (第3号)	(全員一致)	
議案第127号	令和3年度宝塚市特別会計後期高齢者医	可決	
	療事業費補正予算(第1号)	(全員一致)	
議案第139号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例	可決	108120
	の一部を改正する条例の制定について	(全員一致)	12月13日

審査の状況

- ① 令和3年11月12日 (議案審査)
 - ・出席委員
 〇冨川
 晃太郎
 〇田中
 大志朗
 大川
 裕之
 梶川
 みさお

 北山
 照昭
 寺本
 早苗
 となき
 正勝
 藤岡
 和枝

 村松
 あんな
- ② 令和3年11月19日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎冨川 晃太郎 ○田中 大志朗 大川 裕之 梶川 みさお 北山 照昭 寺本 早苗 となき 正勝 藤岡 和枝 村松 あんな
- ③ 令和3年12月13日 (議案審査)
 - ・出席委員 ◎冨川 晃太郎 ○田中 大志朗 大川 裕之 梶川 みさお 北山 照昭 寺本 早苗 となき 正勝 藤岡 和枝 村松 あんな
- ④ 令和3年12月14日 (委員会報告書協議)
 - ・出席委員 ◎冨川 晃太郎 ○田中 大志朗 大川 裕之 梶川 みさお 北山 照昭 寺本 早苗 となき 正勝 藤岡 和枝 村松 あんな
 - (◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第123号 令和3年度宝塚市一般会計補正予算(第10号)

議案の概要

補正後の令和3年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 899億9,593万5千円(21億7,760万4千円の増額)

歳出予算の主なもの

増額 企画調整事業、基金管理事業、自立支援事業、宝塚市ひとり親世帯臨時特別 給付金給付事業、特別支援教育推進事業

減額 執行額の確定に伴う減額など

歳入予算の主なもの

増額 寄附金 一般寄附金、子ども施策に対する寄附金など

繰越金 前年度からの繰越金

諸収入 後期高齢者医療療養給付費負担金過年度分返還金

繰越明許費補正

追加 新庁舎・ひろば整備事業ほか4件

債務負担行為補正

追加 広報たからづか等印刷製本費ほか14件

変更 都市計画道路荒地西山線整備事業(小林工区)工事契約

地方債補正

増額 道路橋りょう整備事業債

減額 児童福祉施設整備事業債

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 地方創生による持続可能なまちづくりに関する調査分析業務委託料について、ファミリー世代が居住地を決める上で重視していることなどを調査するということだが、市として、ファミリー世代の転入が続いている自治体の施策や予算配分などの研究はしてこなかったのか。
- 答1 これまでも、ファミリー世代の転入を促進するために、保育所待機児童の解消や 子育て世代への幅広い相談の対応など、総合戦略の中でも重点となる取組を定めて いる。それを具体的にどのように進めるかに関して十分に議論ができていないため、 今回の委託も含めて具体論を定めていきたいと考えている。
- 問2 中学校行事振興事業の目的は修学旅行の企画料を旅行会社に支払うというものだが、同じ市内の公立中学校において、修学旅行の行き先、旅行の質、保護者の負担などが違うのは不公平ではないかと感じる。市としてどう考えるか。

- 答2 旅行会社と各学校で旅行の内容等を決めていくため、旅行の時期や規模、行き先が異なると想定している。その上で、企画料については、宿泊先との取決めなどにより額が決定する部分もあるので、企画した内容に応じて多少差異があるのはやむを得ないと考えている。
- 問3 民間放課後児童クラブ運営支援事業の学校夏季休業期間臨時保育事業助成金について、助成対象案件がなかったため減額となっているが、理由は。
- 答3 低学年の待機児童を対象に夏季休業中5人以上の入所希望がある場合、保護者会が臨時保育を行い、その事業費について補助を行う。今年度は5人以上の希望がある学校がなかったため、全額減額補正とした。また、4人以下の入所希望があったところについては、全て育成会で受け入れることができた。
- 問4 指定保育所助成金及び指定保育所利用給付費がそれぞれ1,671万1千円、659万6 千円減額補正となっているが、大きな減額となった理由は。
- 答4 令和2年度末に指定保育所が2施設閉園し、閉園した施設に通っていた児童は認可保育所等へ転所する取扱いとしていたが、受入れできない場合もあるので、もし転所できなかった場合、閉園した施設のうちの1施設で引き続き、児童を受け入れることになっていた。その分の指定保育所に対する助成金を計上していたが、全員無事に転所できたので助成金が不要となった。また、指定保育所利用給付費は、当初予算では保育所入所者数をコロナ禍前の平成31年度を基本に計上したが、新型コロナの影響から入所者数が思ったほど回復しなかったため、不要となった予算を減額する。
- 問5 新型コロナワクチン接種健康被害救済給付金について、申請者に給付される医療 費及び医療手当の算定基準は。また、医療費の7割を負担している健康保険組合等 の保険者への補助はあるのか。
- 答5 医療費については、健康保険の3割の自己負担分が請求され、認められると申請者に補填される。医療手当については定額給付となっており、交通費などその病院にかかるための必要な経費として支給される。また、保険者に対する補助はない。
- 問6 前年度からの繰越金(15億1,338万9千円)の主な内容として、歳出のうち、イベントなどの中止による減として約4,451万円と委員会資料で説明があるが、イベント開催中止により減った人件費はどこに表れてくるのか。
- 答6 令和2年度決算において表れている。特に人件費としては残業が減り、また係長の管理職手当もなくなったため、時間外勤務手当分として別途、約5,600万円程度の削減になった。

- 問7 イベントを今後考える上で人件費は大きな要素だが、中止に伴い減った人件費は 前年度からの繰越金の主な内容ではないのか。
- 答7 前年度からの繰越金の中にはイベント中止に伴う人件費の減額分も確かに含まれているが、繰越金の主なものとしては今回、歳入では市税等の増、歳出では医療費等の減やイベントなどの中止による減を委員会資料に記載させてもらった。
- 問8 都市計画税の余剰金が令和2年度も発生しており、過去の推移を見てもそれが少しずつ増えている。本来は目的税であり、市民に還元しなければいけない。来年からごみ焼却炉の建て替え事業が始まり、そこに都市計画税を充当していくと、余剰金が発生することはなくなるということか。
- 答8 都市計画税は目的税であるので使っていくべきと認識している。現状は余剰金が 発生しているが、新ごみ処理施設建設の関係で令和5年度か令和6年度頃からは大 きな経費が出てくるので、そうした課題は解消していくと考えている。
- 問9 平成21年度と令和2年度・令和3年度の基金の状況を比べると、市債管理基金14億円ほどが2億円ほどに、公共施設等整備保全基金は13億円ほどが4億円ほどに、子ども未来基金は12億円ほどが1億7千万円ほどになる。財政運営の基本方針で財政調整基金は標準財政規模の10%とされているがどんどん増えており、地方は財政調整基金をため過ぎているという国の指摘もある。公共施設等整備保全基金や子ども未来基金等も今後の重要な市の施策のため必要であると思うが、市はどう考えているのか。
- 答9 令和3年度の標準財政規模が約465億円ということから、その10%とすると約47億円であり、財政調整基金が今回の補正後に約66億円となると、以前よりは額が大きくなってきている。国からの見方も意識する必要があると考えており、また今後、新ごみ処理施設整備や公共施設の維持保全など様々な経費を見込んでいる。財政調整基金ばかりを積み立てるのではなく、他の施策も十分意識して適切に基金を積み立てていきたい。
- 問10 当初予算では財政調整基金を8億5,400万円取り崩す予定だったものをやめて、 逆に約9億6,800万円を積み立てるということだが、この半年で市の財政が急によ くなったかのように錯覚してしまう。どういう事情なのか。
- 答10 今年度予算はコロナ禍の影響をどう見込むかが難しかったが、現時点では最終的に普通交付税や臨時財政対策債が予算より多くなったため、財政調整基金のとりくずしはなくなった。令和3年度は特異な年と考えており、令和4年度以降、税収がどうなるかというのはまだ不透明である。新ごみ処理施設建設や公共施設整備、社会保障関連経費の増加など、課題が山積しているのでまだまだ予断を許さない状況であり、財政状況が好転したとは考えていない。

- 問11 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた地域経済等の支援のために寄せられた寄附金 461 万円を新型コロナウイルス対策思いやり応援基金に積み立てるということだが、具体的な使途は決まっているのか。
- 答11 この基金は今回の寄附金を含めると約8,400万円となる。そのうち、既に約6,700万円執行しており、残りは約2千万円となるが、今後の状況を見ながら、どういう事業に充てるのかを決めていきたい。
- 問12 障害児通所給付費及び障害福祉サービス費給付費について、大幅に執行見込み が増額となっている理由をどう分析しているか。
- 答12 障害児通所給付費については、実績を見てもずっと伸びている。中でも児童発達支援が、昨年度の終わり頃から増えている。これはおそらく、就学前児童の発達の遅れなどが早期に発見され、療育を受けたい方が増えているためと考えている。障害福祉サービス費給付費については、ここ3年間大きな増加はなく、特に令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からサービスの利用機会が減少しており、令和3年度予算の編成時に増加を見込んでいなかったが、実際は通所利用が増えている。また、グループホームのほうで令和3年4月から報酬改定があり、それも原因となっている。
- 問13 障害福祉サービス費給付費や障害児通所給付費の実績を見ると、就労支援B型 や放課後等デイサービスの伸びが大きい。就労支援A型及びB型の本市における傾 向は。また、放課後等デイサービスの施設数や利用日数が全国的に増えているが、 本市も同じ状況か。
- 答13 就労支援A型及びB型の利用者は本市でも増えていく傾向であり、また放課後等デイサービスは市内においては総量規制で新規開設を認めていないが、市外では規制がないため、利用者が増えている。

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第124号 令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)

議案の概要

補正後の令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 224億6,150万6千円(6億2,075万8千円の増額)

歳出予算の主なもの

增額 基金管理事業、償還事業

歳入予算の主なもの

増額 繰入金 職員給与費等繰入金 繰越金 前年度からの繰越金

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 国民健康保険加入者が亡くなった場合の葬祭費は自動的に支給されるものではなく、申請によって支給される。支給対象であるにもかかわらず申請をされない人がいるのはよくないと思うが、葬祭費の支給件数と死亡者数は一致するものなのか。
- 答1 把握している数字からは葬祭費の支給件数のほうが死亡者数より若干少ないが、 国民健康保険条例では被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、 葬祭費 5 万円を支給するという規定になっている。例えば、身寄りのない人が孤独 死された場合は、葬祭を行う者がおらず葬祭費の支給条件に該当しないので、死亡 者数と葬祭費の支給件数に差が出てくる。葬祭費については国保事業の制度として 冊子を配布、またホームページ等でもPRしており、庁内でも連携して各窓口で案 内するようにして、申請漏れがないよう努力している。

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第125号 令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第2号)

議案の概要

補正後の令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額 1億1,804万4千円(15万円の減額)

歳出予算

増額 医業

減額 人件費

歳入予算の主なもの

減額 繰入金 一般会計からの繰入金

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第126号 令和3年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第3号)

議案の概要

補正後の令和3年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 231億9,606万円(7億6,707万7千円の増額)

歳出予算

増額 基金管理事業

減額 人件費

歳入予算の主なもの

増額 繰越金 前年度からの繰越金

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第127号 令和3年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)

議案の概要

補正後の令和3年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額46億6,283万7千円(1億4,343万7千円の増額)

歳出予算

增額 後期高齢者医療広域連合納付金

減額 人件費

歳入予算の主なもの

増額 繰越金 前年度からの繰越金

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議 なし

討 論 なし

議案番号及び議案名

議案第139号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議案の概要

日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬について、県内の最低賃金の 上昇と、昨年度からの会計年度任用職員制度への移行により設けた経過措置期間の終了 に伴い、日額単価の引上げなどを行うとともに、期末手当の支給に関して所要の整備を 行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

- 問1 今回の改正で、年収がマイナスになる会計年度任用職員もいる。臨時職員労働組合との団体交渉を経て妥結したことを議会は尊重するべきだと思っているが、今後、 労働組合との協議はあるか。
- 答1 今回、現行の週4日以下勤務の日額800円加算対象職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員について、新設する期末手当の支給月数は正規職員の期末手当の支給月数に期間率0.5を乗じることとしている。期間率については、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例施行規則において、任命権者が定めることとなっており、期間率の取扱いについては、引き続き労働組合と協議を行うことにしている。
- 問2 コロナ禍でも会計年度任用職員は一生懸命仕事を頑張ってきた。今回の改正で、 年収が13万3,840円上がる職員がいる一方で、年収が下がる職員がいる。年収が下 がる職員について、期間率を0.5から上げることはできないのか。
- 答2 期間率については、任命権者が定めることとしている。例えば、期間率を 1.0 とした場合、時間額で報酬を定める 4 年超区分の職員について、年収が約 13 万 5,200円の増額となる。同じ 4 年超区分の週 5 日勤務の事務職については、約 2 万 4 千円の増額となり、バランスを欠くと考えるが、全ての職種について年収でマイナスが出ないよう、期間率を設定することは可能である。
- 問3 時間額で報酬を定める会計年度任用職員については、期間率を 0.5 とすることで 年収が下がる対象者が 200 人程度いるということだが、年収がマイナスになる職員 をゼロにするとしたら、総額で影響額は幾らになるのか。
- 答3 年収がマイナスになる職員をゼロにするために期間率を 0.5 以上にすると年間で 約800万円、そのうち、時間額で報酬を定める会計年度任用職員については約600万円弱と見込んでいる。

- 問4 会計年度任用職員制度の趣旨は、非常勤職員の報酬や手当などが自治体間で取扱いに差があったところを統一するもので、経過措置期間が終了し制度が完全実施となると、各自治体に与えられている裁量範囲以外のところは他都市と基本的には同じになる。もともとの経過措置の部分、例えば現行制度の期末手当の支給基準としていた支給日数表は、宝塚市の場合、他市と比べて高かったということではないか。
- 答4 まず、期末手当を支給する市、支給しない市の両方があり、本市は支給していた。 支給する市でも正規職員と同様に月数で算定するところや、本市と同様に経験年数 や実勤務月数により差を設け、支給日数表を使って算定するところが近隣市でも幾 つかある。他市の状況を見て、それぞれ均衡を取りながら交渉して決定しているの で、単純に比較はしにくいが、近隣市との均衡は取れていると考えている。
- 問5 期末手当の支給日数表を見ると、月数に換算すると約3か月分になる区分があり、正規職員より高く、バランスが取れていなかった。制度移行後の支給月数が正規職員と同月数の2.55となれば、制度上、年収は下がる。しかし、それでは職員のモチベーションなど組織運営上は問題があり、また兵庫県の最低賃金の上昇等も考えた中で今回の改正案が出ていると理解している。経過措置期間中の時間額単価の割増率1.32を、期末手当支給に伴い1.16とすることで年収がマイナスになっているところがあると思うが、他市との比較など、根拠があるのか。
- 答5 時間額単価の割増率の決定については、各市もそれぞれ独自の過程を通っており、本市のように期末手当が出ないことや勤務時間が短時間であることから一定の割増しをしているところもあると考えている。時間額の報酬の設定は他市も制度が多種多様である。現在制度移行の過渡期でもあり、整理はし切れていない。

自由討議 なし

討 論 なし